

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 2 月 13 日

大阪地方裁判所岸和田支部

裁判所書記官 池 辺 幸

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 2 月 27 日午前 9 時 00 分から 令和 8 年 3 月 6 日午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 3 月 13 日 午前 10 時 00 分 場 所 大阪地方裁判所岸和田支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 4 月 3 日 午前 9 時 50 分 場 所 大阪地方裁判所岸和田支部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 2 月 13 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	1,790,000 1,432,000	一括	358,000	69,582	16,830
1	690,000				
2	70,000				
3	1,030,000				



物 件 目 録

1 所 在 和泉市和田町
地 番 178番5
地 目 宅地
地 積 102.47平方メートル

所有者 亡A相続財産

2 所 在 和泉市和田町
地 番 178番7
地 目 宅地
地 積 16.52平方メートル

共有者 亡A相続財産 持分3分の1

3 所 在 和泉市和田町178番地5
家屋 番号 178番5
種 類 居宅
構 造 鉄骨造陸屋根3階建
床 面 積 1階 68.86平方メートル
2階 60.87平方メートル
3階 45.60平方メートル

所有者 亡A相続財産

物 件 明 細 書

令和 7年12月26日

大阪地方裁判所岸和田支部

裁判所書記官 山 川 祥 子

1 不動産の表示

【物件番号1～3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号3】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号2】

隣地との境界が不明確である。

【物件番号2】

本件土地は共有持分についての売却であり、買受人は、当該物件を当然に使用収益できるとは限らない。

《 注 意 書 》

1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。

2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。



5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 所 在 和泉市和田町
地 番 178番5
地 目 宅地
地 積 102.47平方メートル

所有者 亡A相続財産

2 所 在 和泉市和田町
地 番 178番7
地 目 宅地
地 積 16.52平方メートル

共有者 亡A相続財産 持分3分の1

3 所 在 和泉市和田町178番地5
家屋 番号 178番5
種 類 居宅
構 造 鉄骨造陸屋根3階建
床 面 積 1階 68.86平方メートル
2階 60.87平方メートル
3階 45.60平方メートル

所有者 亡A相続財産

令和 7 年 (ケ) 第 29 号
令和 7 年 5 月 2 日受理
令和 7 年 6 月 17 日提出

現況調査報告書

大阪地方裁判所岸和田支部

執行官 山内恒雄

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 和泉市和田町
地 番 178番5
地 目 宅地
地 積 102.47平方メートル

所有者 亡A相続財産

2 所 在 和泉市和田町
地 番 178番7
地 目 宅地
地 積 16.52平方メートル

共有者 亡A相続財産 持分3分の1

3 所 在 和泉市和田町178番地5
家屋 番号 178番5
種 類 居宅
構 造 鉄骨造陸屋根3階建
床 面 積 1階 68.86平方メートル
2階 60.87平方メートル
3階 45.60平方メートル

所有者 亡A相続財産

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示等	和泉市和田町81番地		
土地	物件1、2		
現況地目	☒ 宅地（物件1、2） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり（物件1） ☒ 不明（物件2）		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者（物件1） ☒ 不明（物件2） 上記の者が物件1土地に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
建物	物件3		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主である建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類： 構造： 床面積：		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居（空家）として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

そ の 他 の 事 項

■ 表札等の表示

表札及び郵便受けの表示 なし

■ 物件 1 土地の現況について

- 1 地積測量図は法務局に備え付けられておらず、境界が判然としてないため、正確には専門家による調査を要するが、目的建物の敷地として使用されている部分の形状は概ね土地建物位置関係図のとおりであり、地積は概ね公簿どおりであると思われる。
- 2 物件 1 土地は、目的建物の敷地となっている。
- 3 和泉市役所で調査したところ、物件 1 土地は建築基準法上の道路に接面している。

■ 物件 2 土地の現況について

- 1 地積測量図は法務局に備え付けられておらず、境界を示すものは見あたらないため、位置、形状は不明であり、筆界の特定には専門家による調査を要する。
- 2 土地建物位置関係図の「物件 2」とある部分は隣接地（地番 1 7 8 番 6）の地積測量図を参考にして現地の形状から物件 2 土地である可能性がある部分記載したものであるが、その位置は公図や分筆申告図と一致しない。
- 3 土地建物位置関係図の「物件 2」とある部分には雑草が繁茂し、井戸と思われるものが存在した。
- 4 物件 1 土地から土地建物位置関係図の「物件 2」とある部分へは、出入口が設置されていた。

■ 目的建物の現況について

- 1 形状は、概ね間取略図のとおりであった。
- 2 内部の状況は、別紙添付写真のとおりであった。
- 3 内壁、天井の随所に損傷、雨漏り跡と思われる部分、床面にたわみ、腐食していると思われる部分などがあり、全体的に劣化、損耗が激しいと思われた。

■ その他の状況について

物件 2 土地につき、共有持分 3 分の 1 が対象である。

以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■所有者相続財産清算 人事務所担当者	1 目的建物は、空家です。目的土地、目的建物は、どの部分も誰にも貸していません。 2 物件2土地に井戸がありますが、土地の範囲やどのように使っていたかはわかりません。不動産業者の人の話によると、所有者被相続人の妹が「井戸と井戸まわりは共有ときいている」と言っていたとのことでした。 3 目的建物内には、所有者被相続人と所有者被相続人より先に亡くなった家族が使っていた荷物が多く残っています。 4 目的建物の損傷や不具合については、特に把握していません。
■隣接土地（地番178番1）所有者（回答書の記載及び陳述）	近所の人でも使用していたかもしれませんが、井戸は私所有の地番178番1の土地内だと、祖父からきいています。 以上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(調査経過用)

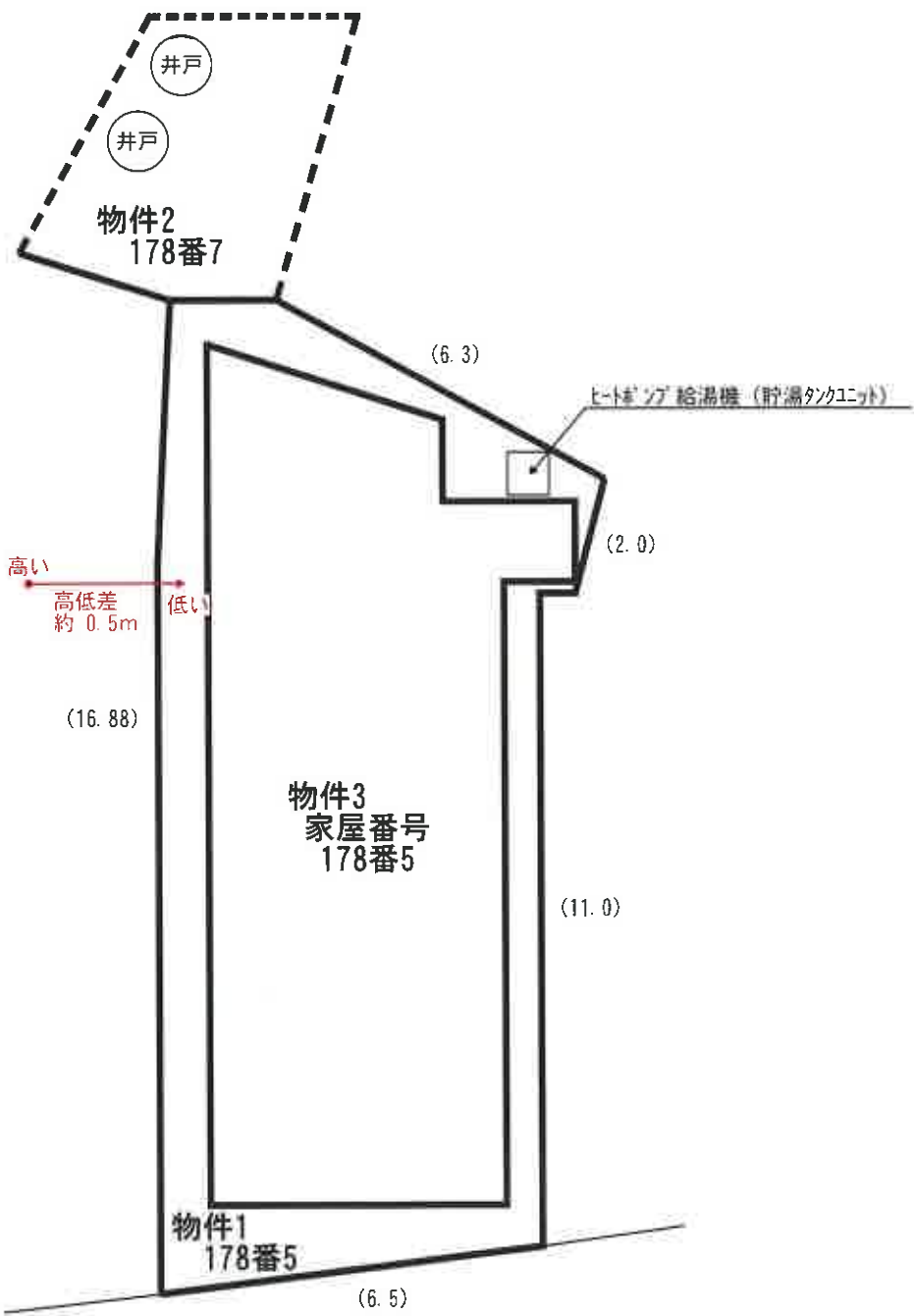
調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年 5月 9日 11:10-11:25	和泉市役所	道路等調査
7年 5月 9日 12:30-12:40	物件所在地	物件及び占有確認、連絡文書投入
7年 5月 9日 15:15-15:30	大阪法務局 岸和田支局	建物図面等調査
7年 5月19日 11:45-11:52	執行官室	所有者相続財産清算人事務所へ電話
7年 5月19日 : - :	執行官室	物件2土地共有者へ照会書送付（「あて所に尋ねあたりません」で還付）
7年 6月 2日 12:10-13:10	物件所在地	立入調査・評価人帯同
7年 6月 3日 : - :	執行官室	隣接土地（地番178番1）所有者へ照会書送付
7年 6月16日 10:00-10:07	執行官室	隣接土地（地番178番1）所有者へ電話
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、 を証人として立ち会わせ、解錠の上建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

土地建物位置関係図

令和7年（ケ）第29号

◀○ 写真撮影位置方向



道 路



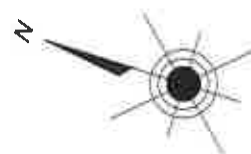
(6 枚 目)

(単位：約m)
検尺は概測である。

間取略図

令和7年（ケ）第29号

←○ 写真撮影位置方向



1階平面図



2階平面図



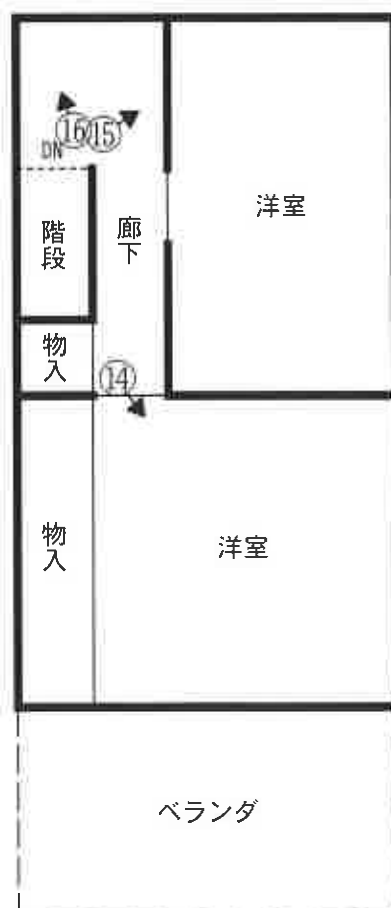
間取略図

令和7年（ケ）第29号

←○ 写真撮影位置方向



3階平面図



目的建物



①



②



③



④



⑤



⑥

床面の状態

(11 枚目)



⑦



⑧

(12 枚目)



⑨



⑩

内壁の状態

(13 枚目)



天井の状態



内壁の状態

(14 枚目)





15

内壁の状態



16

天井の状態

(16 枚目)

令和7年（ケ） 第29号

令和7年6月2日 現地調査

令和7年11月28日 評 価

大阪地方裁判所 岸和田支部 御中

評 価 書

（土地付建物・一部共有持分）

評価人 不動産鑑定士

来島 裕

第1 評価額

一 括 価 格	
金 1,790,000円	
内 訳 価 格	
物件 1	金 690,000円
物件 2	金 70,000円
物件 3	金 1,030,000円

- 1 一括価格は、物件1～3の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件3のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件3の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の要因（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所 在 等	登 記	現 況
1・2	所 在 地 番 地 目 地 積	物件目録記載のとおり	同左。特記事項参照
3	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	物件目録記載のとおり	同左
番号	特 記 事 項		
1・2	・物件1（目的土地）については、法務局備付の地積測量図が存しないことから、公図、隣地の地積測量図及び建物図面等を基に実地調査したところ、地積は登記数量と概ね符合した。但し、境界が判然としないこと等から、正確には関係当事者立会いの上、専門家による調査、測量等が必要である。 ・物件2（目的土地）については、法務局備付の地積測量図が存しない。物件2の位置については、公図及び分筆申告図における位置関係と、隣地（地番178番6）の地積測量図とでは異なっている。法務局資料と現地の状況を一見すると、物件2は隣地（地番178番6）の測量時に取り込まれているように見えるが、詳細は不明である。当該隣地の地積測量図（地番178番6の東側に物件2が存する）を基に実地調査すると、物件2の位置は概ね土地建物位置関係図の付近となるが、現地には2つの井戸が存しており、物件1とは出入口が設置されていた。現況調査報告書記載の関係人の陳述の通り、物件2の境界等については疑義が生じており、正確な位置・範囲等については、関係当事者立会いの上、専門家による調査、測量等が必要である。 ・物件2における本件競売事件の対象は、共有持分3分の1である。		
3	・物件3（目的建物）については、登記記録及び法務局備付の建物図面等を基に実地調査し、用途、構造、規模等、概ね符合することを確認した。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1・2）

位置・交通	南海泉北線 和泉中央駅 南東方 道路距離 約2,100m (別添「位置図」参照) 最寄バス停 和田南停留所 北西方 道路距離 約200m	
付近の状況	中小規模の戸建住宅が多い既成住宅地域	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分	市街化区域
	用途地域	準工業地域
	建ぺい率	60%
	容積率	200%
	防火規制	法22条
	その他の規制	日影規制(5-3時間/4m) 宅地造成等工事規制区域、景観計画区域
画地条件	規模	102.47㎡(物件1) 16.52㎡(物件2)
	形状	不整形(物件1) ※物件2の位置・範囲等の詳細不明
	間口・奥行	間口約6.5m・奥行約15.5m(物件1)
	高低差等	概ね平坦
接面道路の状況	西側	幅員約4.5m舗装市道(建築基準法42-2)
	接道状況	中間画地、等高接面
土地の利用状況等	現況	居宅
	西側	道路
	北側	住宅
	南側	住宅
	東側	住宅、空地
供給処理施設	上水道	あり
	ガス配管	あり
	下水道	あり
	(注)供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管(以下、「施設管」という。)が通っており、通常の費用で敷地内への引込みが出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
土壌汚染等	不動産鑑定士による独自調査の結果、公的資料、過去の地歴、現在の使用状況等からは土壌汚染の存在を示す端緒は認められなかった。但し、土壌汚染の有無及びその内容について確実な情報を得るには、土壌汚染調査会社による調査を要する。	
特記事項	前頁の特記事項参照	

2 建物の概況及び利用状況等（物件3）

区 分	主である建物	
建築時期及び 経済的残存耐 用年数等	建築年月日	（登記記載）昭和62年7月7日新築
	経過年数	約38年
	経済的残存耐用年数	約0年
仕 様	構 造	鉄骨造
	屋 根	陸屋根
	外 壁	ALC板等
	内 壁	クロス貼、塗り壁、板張り等
	天 井	石膏ボード、クロス貼、板張り等
	床	フローリング、畳等
	設 備	電気、給排水等
	その他	特になし
床面積（現況）	延 175.33㎡ 増築はなく、登記数量と現況は概ね符合している。	
現況用途等	階 層	3階建
	現況用途	居宅
	間取り	7LDK
品 等	普通程度	
保守管理の状態	劣る。築年が経過しており、物理的老朽化のほか、設計、設備等の機能的陳腐化が認められる。	
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり	
特 記 事 項	・内壁に汚れや損傷箇所が散見される。 ・天井に損傷箇所があり、雨漏り跡が散見される。 ・床面にたわみや腐食箇所あり。 ・建物の外構により市道の側溝を暗渠にしている可能性があり、開渠を求められる可能性あり（但し、道路境界明示はない）。 ・建物の建築確認あり、検査済証なし。 ・目的建物の建築時期・構造・用途等より、アスベスト含有建材使用の可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の有無等、詳細については専門調査機関による分析調査を要する。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1・2（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格(円) (千円未満四捨五入) オ(ア×イ×ウ×エ)
1	58,700	0.98	102.47	0.55	3,242,000
2	58,700	0.50	16.52	—	485,000
合計			118.99		3,727,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 和泉-7

$$\begin{array}{ccccc} \text{公示価格等} & \text{時点修正} & \text{標準化補正} & \text{地域格差} & \text{標準画地価格} \\ 65,000\text{円/㎡} & \times 100.4/100 & \times 100/101 & \times 100/110 & = 58,700\text{円/㎡} \end{array}$$

◇時点修正： 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：

接面・方位	規模	形状	その他	総合（相乗積）
1.01 方位（西）+1	1.00	1.00	1.00	1.01

◇地域格差：

街路	接近	環境	行政	総合（相乗積）
1.00	1.00	1.10	1.00	1.10

イ 個別格差：

・物件1

接面・方位	規模	形状	その他	総合（相乗積）
1.01 方位（西）+1	1.00	0.97	1.00	0.98

・物件2

共有井戸用途 0.50

ウ 地積：登記数量による。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 物件3（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格(円) (千円未満四捨五入) エ(ア×イ×ウ)
3	150,000	175.33	0.03	789,000

ウ 現価率

経過年数 約38年

経済的残存耐用年数 約0年

観察減価 50%

残価率 5%

耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

現価率＝{残価率5%＋(1－0.05)×経済的残存耐用年数0年／(経過年数38年＋経済的残存耐用年数0年)}×(1－0.5)

＝0.03

※観察減価は中古建物に係る市場の特性及び建物の劣化・損傷の程度等を考慮して査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) (千円未満四捨五入) ウ (ア×イ)
1	3,242,000	0.50	法定地上権	1,621,000

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ, 1②エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	共有 持分 割合 ウ	占有 減価 エ	市場性 修正 オ	競売市 場修正 カ	その他の 控除減価 (敷金等) (円) キ	評価額 (円) (万円未満四捨五入) ク [(ア+イ) × ウ × エ × オ × カ × キ]
1	3,242,000	- 1,621,000			0.61	0.70		690,000
2	485,000		1/3		0.61	0.70		70,000
3	789,000	+ 1,621,000		1.00	0.61	0.70	0	1,030,000
一括価格 (合計)								1,790,000

ウ 共有持分割合

物件目録記載のとおり。

エ 占有減価

本件の場合不要。

オ 市場性修正

以下の減価要因を考慮して、市場性修正率を0.61（相乗積）と決定した。

(ア) 境界確定に要する時間・費用等及び市場性の減退：0.80

(イ) 目的土地の一部が共有であり、共有リスクや制約及び市場性の減退：0.80

(ウ) アスベスト含有建材使用の可能性：0.95

カ 競売市場修正

「第2 評価の条件」欄記載の不動産競売市場特有の要因を考慮のうえ、競売市場修正率を0.70と決定した。

キ その他の控除減価（敷金等）

本件の場合不要。

第6 参考価格資料

1 地価公示 和泉-7

所 在 : 和泉市三林町1266番3
価 格 : 65,000円/㎡
位 置 : 泉北高速鉄道線 和泉中央駅 南東方 約2.3km (道路距離)
価格時点 : 令和7年1月1日
地 積 : 100㎡
供給処理施設 : 水道、ガス、下水
接面街路 : 西 4.9m市道
用途指定等 : 第1種住居地域 (建ぺい率60%, 容積率200%)
地域の概要 : 小規模一般住宅が建ち並ぶ郊外の住宅地域

2 固定資産税評価額 (令和6年度)

物件1 : 3,841,805円
物件2 : 30,958円 (持分全部)
物件3 : 4,308,337円

第7 附属資料

- 1 受命物件の位置図
- 2 公図写
- 3 建物図面・各階平面図写
- 4 土地建物位置関係図
- 5 間取略図

以 上

物 件 目 録

1 所 在 和泉市和田町
地 番 178番5
地 目 宅地
地 積 102.47平方メートル

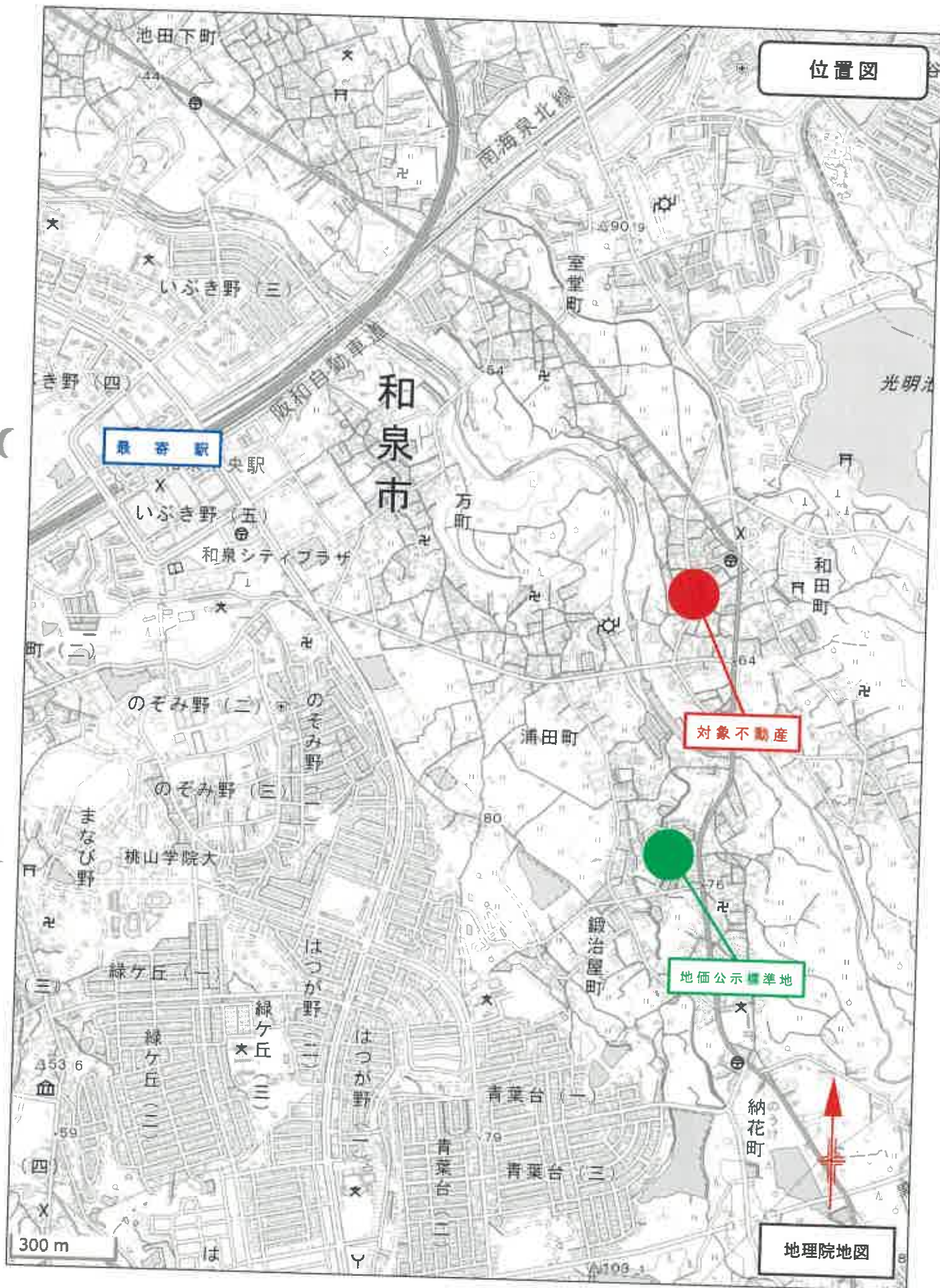
所有者 亡A相続財産

2 所 在 和泉市和田町
地 番 178番7
地 目 宅地
地 積 16.52平方メートル

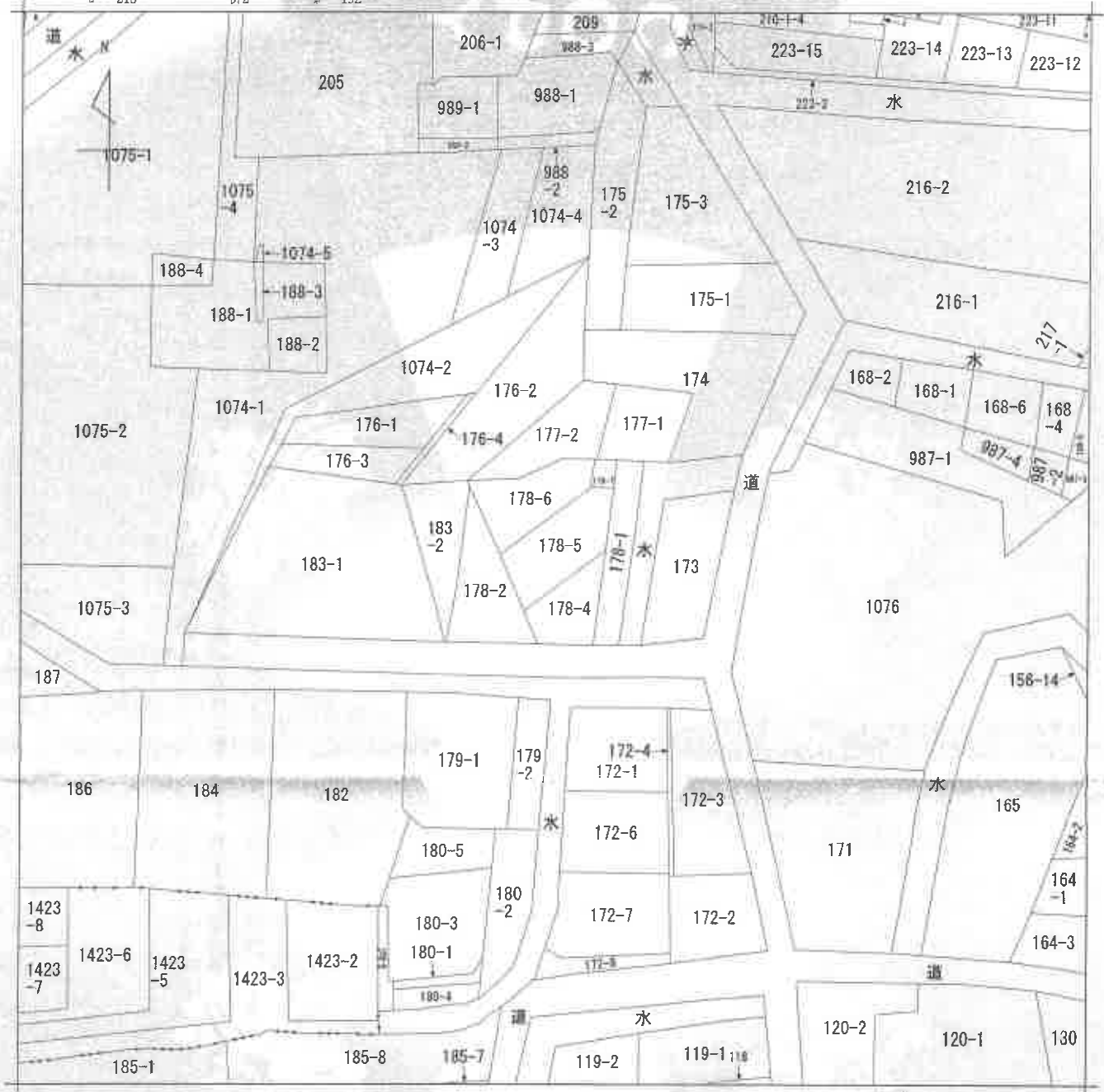
共有者 亡A相続財産 持分3分の1

3 所 在 和泉市和田町178番地5
家屋 番号 178番5
種 類 居宅
構 造 鉄骨造陸屋根3階建
床 面 積 1階 68.86平方メートル
2階 60.87平方メートル
3階 45.60平方メートル

所有者 亡A相続財産



イ 210-1-3 214・215合 191-2
ロ 213 伊2 192



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出し
和田町

請 求 部 分	所 在 和泉市和田町				地 番 178番5		
出 力 縮 尺	縮尺不明	精 度 区 分	座標系又は記号	分 類	地図に準ずる図面	種 類	旧土地台帳附属地図
作 成 年 月 日				備 付 年 月 日 (原図)			
				補 事 記 項			

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(大阪法務局岸和田支局管轄)

令和7年3月11日

東京法務局中野出張所

登記官

請求番号：7-1

(1/1)

登記年月日：昭和62年7月10日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(大阪法務局岸和田支局管轄)

令和7年3月11日

東京法務局中野出張所

登記官

請求番号: 7-2

A4判に縮小

- 11 -

448063

562.710 各階平面図

178-5

和泉市和田町 178-5

面
圖
建
各
階
平
面
圖

第 1

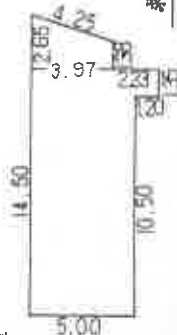


表 積 果

$$5,00 \times 11,85 = 59,2500$$

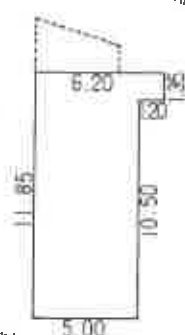
$$1.29 \times 1.35 = 1.6200$$

$$2.65 + (38) \times 3.97 \div 2 = 7.9955$$

68.86955

68.86 m

附 2



米積表

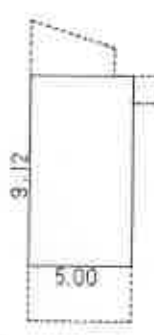
$$5.00 \times 11.85 = 59.2500$$

1.120	x	1.35	=	1.6200
-------	---	------	---	--------

60.8700

60.87

22



求積表

$$5.00 \times 9.12 = 45.6000$$

45.60 m²

作製者

250

申請人

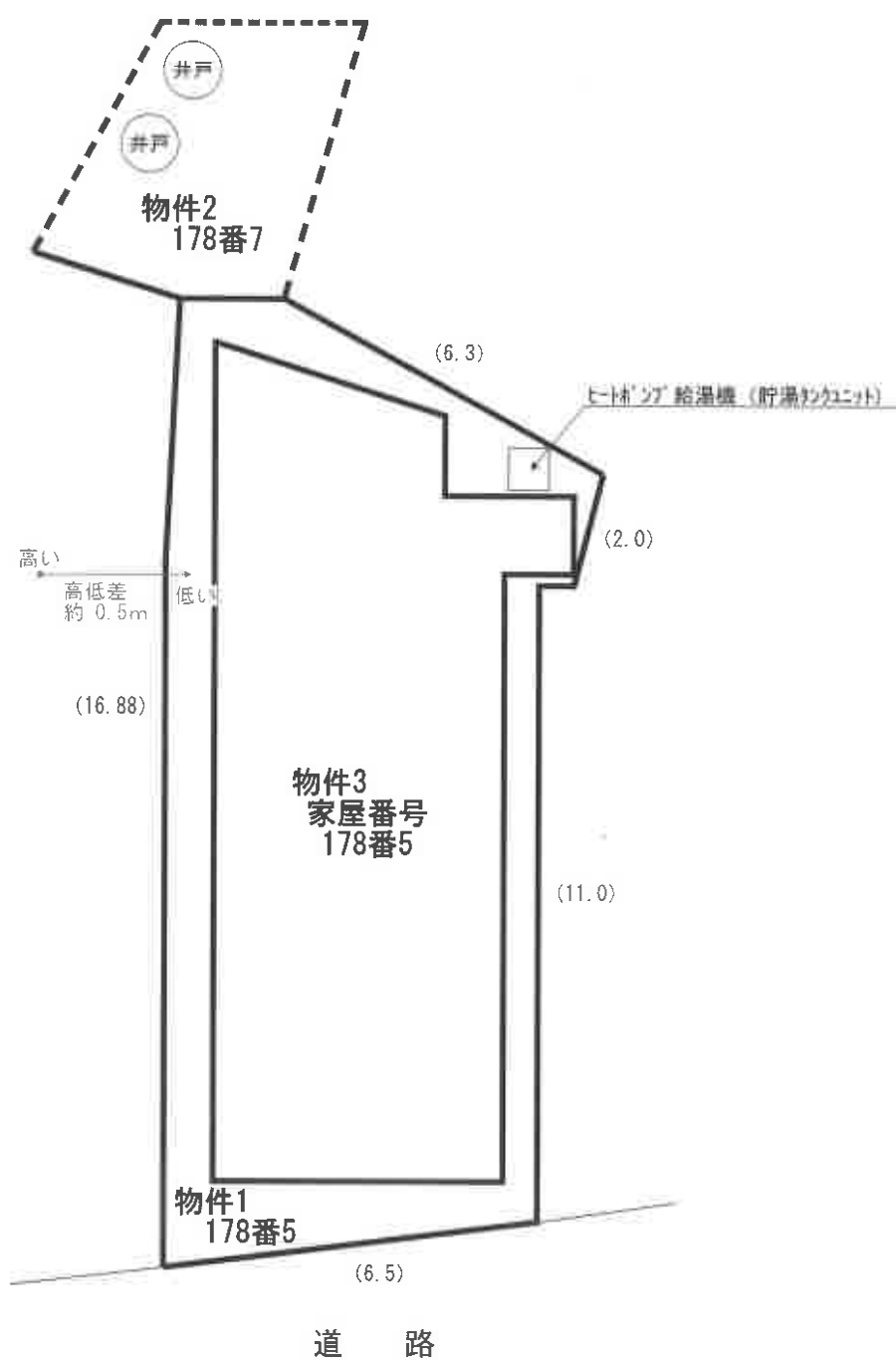
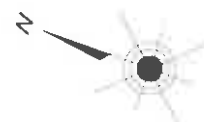
藥 區

0-10

(大阪土地家屋調査士会)

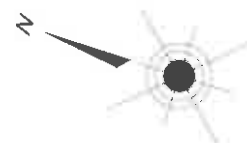
土地建物位置関係図

令和7年（ケ）第29号



間取略図

令和7年（ケ）第29号



1階平面図

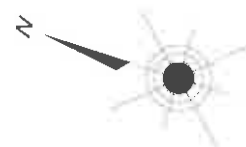


2階平面図



間取略図

令和7年（ケ）第29号



3階平面図

